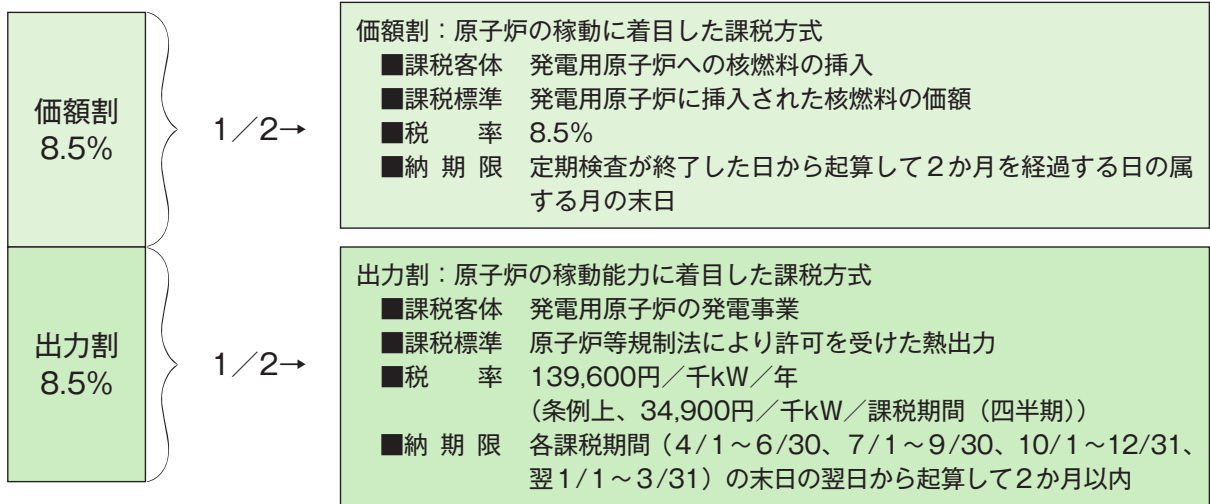


核燃料税

核燃料税は、本県が総務大臣の同意を得て、独自に課税している法定外普通税です。原子力発電所の立地に伴い、避難用道路の整備などの安全・防災対策が必要となることから、平成4年10月に創設し、以降5年ごとに更新しています。

現在の条例は平成24年10月から平成29年10月までの5年間の課税を行うこととなっています。

(概要イメージ図)



【納める人】

発電用原子炉の設置者

【納める額】

- (1) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の8.5%
- (2) 出力割 1課税期間(3か月)につき、千キロワットあたり34,900円

【申告と納税】

- (1) 価額割 核燃料を原子炉に挿入した場合、定期検査が終了した日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までに申告し、納付します。
- (2) 出力割 4月から6月、7月から9月、10月から12月及び翌年1月から3月までの課税期間の末日の翌日から起算して2か月以内に申告し、納付します。

【用途】

核燃料税は、原子力発電所の立地に伴い、安全・防災対策等を行う必要があることから課税しています。安全・防災対策等として必要とされる事業には次のようなものがあります。

| 区 分 | 主な事業内容 |
|----------|-------------------------------|
| 原子力安全対策 | 原子力防災対策等 |
| 生活環境安全対策 | 放射線監視対策、志賀原子力発電所環境保全対策等 |
| 民生安定対策 | 道路建設、河川改良、港湾改良、砂防地すべり対策、漁港建設等 |
| 生業安定対策 | 水産総合センター志賀事業所管理運営等 |